

外国人登録原票に係る開示請求（「外国人登録原票の写し」をもらう方法）について

外国人登録の制度は、2012年7月8日で終わって、2012年7月9日から新しい制度が始まりました。外国人登録原票は出入国在留管理庁が持っています。

「外国人登録原票の写し」がほしい人は、下を読んでください。

1. 開示請求に必要な書類

(1) 出入国在留管理庁に郵便で書類を出す場合

下のアからオをいっしょの封筒に入れて送ってください。

ア 開示請求書

外国人登録原票に係る開示請求書は、こちらを使ってください。→ [【開示請求書】](#)

開示請求書の書き方は、こちらを見てください。→ [【開示請求書の書き方】](#)

※必要なことを、まちがえないように書いてください。

イ 手数料（収入印紙を郵便局などで買ってください。）

1部（1つ）300円です。300円分の収入印紙を開示請求書に貼ってください。

※収入印紙は300円より多かったり、少なかったりしないでください。

※収入印紙ではないものは、貼らないでください。

※いくつかほしいときは、必要なだけ収入印紙を貼ってください。

（2部（2つ）ほしいときは、600円分の収入印紙を貼ってください。開示請求書の白

いところに、大きな字で「2部ほしい」と書いてください。）

ウ 本人確認書類（開示請求する人の名前、住所、生年月日がわかるもの）

在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード（マイナンバーカード）などのコピー。

※健康保険証のコピーは、保険者番号・被保険者などの記号・番号がわからないように、黒いペンで塗ってください。

※個人番号カード（マイナンバーカード）は、おもて（名前や住所が書いてある方）だけコピーしてください。

※有効期限（カードに書いてある日）を過ぎていないものを、コピーしてください。

エ 住民票の写し

市役所・区役所などで出してもらって、そのまま送ってください。

※市役所・区役所などで出してもらってから30日の間に、出入国在留管理庁に着くように送ってください。

オ 返信用封筒など（出入国在留管理庁から開示請求した人に送る封筒）

封筒に94円分の切手（大きい封筒は120円分）を貼って、開示請求する人の住所と名前を書いてください。

レターパックの場合、切手はいりません。住所と名前を書いてください。

（2部（2つ）、3部（3つ）、もっとたくさんほしいときは、レターパックにしてください。）

※出入国在留管理庁から送るのは、エの住民票に書いてある住所だけです。

※「外国人登録原票の写し」の紙が多くなったときは、94円分の切手では送れません。

使っていない46円分よりも多い切手（大きい封筒は20円分よりも多い切手）をいっしょ

に送ってください。使わなければ、「外国人登録原票の写し」といっしょに封筒に入れて返します。もっと足りないときは「切手を送ってください」とお願いすることがあります。

※窓口に取りに来る場合、必要ありません。

(2) 出入国在留管理庁の窓口に来て書類を出す場合

(1) のア、イ、ウを持ってきてください。「外国人登録原票の写し」を送ってほしい人は、オも持ってきてください。窓口に取りに来る場合、オは必要ありません。

2. 開示請求ができる人（外国人登録原票をもらうことができる人）

(1) 本人（自分）

(2) 法定代理人（下のアカイの人。本人の代わりにできます。）

ア 本人が未成年者（19才以下の人）の場合 → 両親のどちらかができます。

イ 本人が成年被後見人（20才以上の人で、病気や、自分で考えて何かを決められない人）

の場合 → 成年被後見人（裁判所が決めた人）ができます。

※法定代理人は、1（1）アからオのほかにも、本人との関係が確認できる書類（戸籍謄本、

登記事項証明書など）を出してもらいます。なお、窓口に来て書類を出す場合、エは必要あ

りません。また、窓口に取りに来る場合、オは必要ありません。

3. 開示請求ができる外国人登録原票（だれの外国人登録原票をもらうことができるか。）

(1) 本人（自分）の外国人登録原票

(2) 他人（ほかの人）の外国人登録原票

※(2)の場合、もらえるのは、請求する人のことが書いてあるところと、知っていることだけです。

4. 開示請求ができる期間（いつからいつまでの、外国人登録原票をもらうことができるか。）

1946年ころから2012年7月8日まで。

5. 開示決定等に要する期間（外国人登録原票を出すまでに何日かかるか。）

法律で、出入国在留管理庁に開示請求書が着いた日から30日の間に、出すことになっています。

※必要な書類が足りなかったり、開示請求書に書いたことがまちがえていて、30日以上かかることがあります。

6. その他

(1) 結婚や帰化（外国人から日本人になった。）などで、名前が変わった人は、前の名前から今の名前に変わったことがわかる書類（戸籍謄本など）を、出してもらうことがあります。

(2) 出してもらった書類（住民票の写し、戸籍謄本など）は返すことができます。返してほしい人は、紙に「〇〇（住民票など）を返してください」と書いて、1（1）の書類といっしょにおく送ってください。

7. 開示請求書等の提出先（開示請求書などを出すところ）

郵便で送るか、下の場所に出しに来てください。

提出先（出すところ）：出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報

開示係

【案内図】

住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電話番号：03-5363-3005

窓口／電話の受付の時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始はお休み）

<参考>

外国人登録原票に書いてあること

2012年7月8日より前に、市役所・区役所などに外国人が出した情報で、登録した、下の(1)から(24)までのことが書いてあります。外国人が出さなかった情報は書いていません。登録した年には必要がなかった情報も、書いていません。

(1) 氏名(名前)、(2) 性別(男・女)、(3) 生年月日、(4) 国籍、(5) 職業(仕事)、(6)

旅券番号(パスポート番号)、(7) 旅券発行年月日(パスポートを出してもらった日)、(8) 登録の

年月日(外国人登録した日)、(9) 登録番号(外国人登録の番号)、(10) 上陸許可年月日(日本

に来た日)、(11) 在留の資格(留学、定住者など)、(12) 在留期間(日本に、いつまでいら

れるか)、(13) 出生地(生まれた場所)、(14) 国籍の属する国における住所または居所(国籍

がある国での住所)、(15) 居住地(日本での住所)、(16) 世帯主(家族など、いっしょに住ん

でいる人たちの代表の人)の住所、(17) 世帯主との続柄(いっしょに住んでいる人の代表との

関係)、(18) 勤務所又は事務所の名称及び所在地(会社の名前と住所)、(19) 世帯主である場合

の世帯を構成する者(世帯主との続柄、氏名、生年月日、国籍)(いっしょに住んでいる人の代表と

の関係、名前、生年月日、国籍)、(20) 本邦にある父・母・配偶者((日本に住んでいるお父さん・

お母さん・結婚している人(19)に書いてある人は、書いていません)。氏名(名前)、生年月日、

国籍), (21) 署名 (自分で書いた名前), (22) 写真, (23) 変更登録の内容 (引越して変わった住所など, 登録したことを変えたこと。), (24) 訂正事項 (登録したことがまちがえていて, 直したこと。)

※2012年7月8日より前に, 市役所・区役所などで, 登録した情報 (名前, 国籍, 住所など) を変えた場合, 変える前の情報も書いてあります。